

生徒の皆さんへ

長野県長野高等学校長

感染症(インフルエンザ・COVID19等)への対応

- 1 感染症予防のため、次のとおり防衛対策に努めてください。
 - ア) 手洗いの励行(登校時、帰宅時、食事前等)。
 - イ) マスクの着用(会話する時は必ず)。咳エチケット。
 - ウ) 十分な栄養や睡眠により、体力や抵抗力を高める。
 - エ) 密集・密閉・密接を避ける。換気を行う。人との距離を保つ。
 - オ) 顔(目・鼻・口)をなるべく触らない。
 - カ) 毎日「健康チェックカード」による体調確認。体調がすぐれないときは登校しない。

- 2 インフルエンザ等の感染症にかかった可能性が生じた場合は次のとおり対応してください。
 - ア) 自覚症状(発熱、鼻汁、咽頭痛、倦怠感、咳等)が出たときは、担任に連絡の上、登校を控え病院で受診し、診断結果を速やかに担任に報告する。
 - イ) 感染症診断により出席停止を指示された場合は登校しない。出席停止期間はインフルエンザの場合、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまでであるが、これを含め各感染症については、主治医の指導、助言により適切に対応すること。出席停止期間の休みは欠席扱いとはならない。
 - ウ) 治癒して登校する際は、担任に「登校報告書(インフルエンザ専用・保護者記入)」または「登校許可書(インフルエンザ以外・主治医記入)」を提出する。

- 3 インフルエンザ等による学級閉鎖の場合は次のとおりになります。
 - ア) 当該学級の生徒は、原則として期間内は登校停止により自宅待機となる。
 - イ) 学級閉鎖期間中も体調不良や受診等については担任に連絡を行う。
 - ウ) 登校停止期間中に各種大会等がある場合、罹患していない生徒が出場できるかどうかは学校長の判断による。